

任意清算公告

当社は、令和八年三月二十四日をもって解散し、会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月七日

大阪市東住吉区南田辺三丁目二五番一八号

田辺西スカイハイツ六〇九

合資会社シー・ケー・ミュージック・スタジオ

代表社員 柏木 史子

債権申出の公告

当社は、平成二十年六月十三日付で破産手続廃止決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、令和六年七月十七日に横浜地方裁判所小田原支部（令和六年（ヒ）第六号）により、当職が清算人を選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

神奈川県秦野市上今川町七番一四号

株式会社サニ化成

清算人 露木 誠也

連絡先 神奈川県平塚市明石町一七番一〇

号湘南露木法律事務所

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を金五十億九千三百三十二万八千二百二十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年三月十二日

掲載頁 九十三頁（号外第五十一号）

令和八年四月七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内 トーメイ特定目的会社

取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十一億二千二百二十四万八千八百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.ko-koku.jp>

令和八年四月七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

黒岩レジデンシャル特定目的会社

取締役 高山 知也

債権申出の催告（第二回）

当社規約型企業年金は、令和八年三月十一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載（令和八年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

新潟県新潟市東区紫竹七丁目一二番一号

株式会社キュービット

規約型確定給付企業年金清算人 若槻 良宏

債権申出の公告（第三回）

当社は、令和七年十月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

大阪府大東市南新田二丁目三番一号

石橋鉄工株式会社確定給付企業年金

清算人 木村 雅世

債権申出の催告（第三回）

当社規約型企業年金は、令和八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載（令和八年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

徳島県徳島市川内町平石若松一〇八番地四

株式会社ジャストシステム

規約型確定給付企業年金清算人 重田 裕史

決定整備計画実行完了公告

当社は、決定整備計画の全部の実行を完了いたしましたので、企業再建整備法第四十一条第一項の規定により公告いたします。

令和八年四月七日

愛知県名古屋市中区檀溪通五丁目六番地

藤田産業株式会社

代表取締役 藤田 健

訂正公告

令和八年三月二十四日（本紙第一六七号）掲載の基準日設定につき通知公告中、「株式一株を一・五株とする株式分割」とあるは「株式一株を七・五株とする株式分割」の誤りにつき訂正します。

令和八年四月七日

埼玉県久喜市栗原二丁目一六番四号

株式会社エス・ケイ・デイ

代表取締役 岸 伸宏

訂正公告

令和七年十二月五日（号外第二六七号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、②の「大阪府知事(445022)」とあるは「大阪府知事(451371)」の誤りにつき訂正します。

令和八年四月七日

大阪府岸和田市箕土路町一丁目九番一八号

和泉ハウス販売株式会社

代表取締役 伊丹 泰司

正 誤

ページ段 行 誤 正

令和八年三月二十七日掲載の神戸家庭裁判所に係る令和八年（家）第四〇〇二四号相続財産清算

人の選任及び相続権主張の催告中

（原稿誤り）

一三二 終りから 五 神戸市兵庫区 神戸市垂水区